

広報 いんざい

特別号

平成 27 年 4 月 11 日発行

発行：印西市 編集：広報広聴課広報広聴班
〒270-1396 印西市大森 2364-2 電話 0476 @ 5111 内 FAX 0476 @ 7242
ホームページ <http://www.city.inzai.lg.jp/> Eメール home@city.inzai.lg.jp

IOCと3競技の国際団体幹部

五輪誘致に協力約束

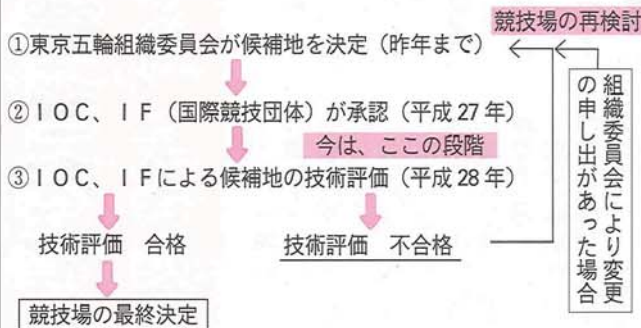
板倉市長、ローザンヌなど訪問

市長は3月末、9日間の日程でスイスとドイツを訪れ、IOC（国際オリンピック委員会）本部などを訪問し、2020年東京オリンピックの競技場、事前キャンプ地について、意見交換を行いました。IOCと3つの国際競技団体は、市長の熱意に対し、印西市の誘致活動に協力することを約束しました。

▲ドイツ・ミュンヘンにて国際射撃連盟事務局長（左）と会談



◎東京五輪競技場決定のプロセス◎ 【フロー図】



◎事前キャンプ地決定のプロセス◎

- ①東京五輪組織委員会の説明会（平成27年2月～3月）
 - ②自治体が組織委員会に応募（平成27年3月～平成30年7月）
 - ③日本国内でキャンプを予定しているチームが、それぞれキャンプ地を決定
- ※上記のルート以外でも、NF（国内競技団体）経由で誘致する、自治体が独自に交渉して誘致する、というルートがある。組織委員会以外のルートで誘致する場合は、スケジュールは決まっていない。

◎水上スポーツ拠点誘致のプロセス◎

スケジュールは決まっていない。

市長は、3月25日にスイスのローザンヌにあるIOC本部、国際ホート連盟本部、国際カヌー連盟本部を訪問。26日には、ドイツのミュンヘンに足を伸ばし、国際射撃連盟本部を訪問しました。同行した山本清・印西市議会議員が英語・ドイツ語の通訳をし、ホート・カヌー競技の誘致を予定している印旛沼の地

元に住む馬場広・印西市商工会理事も同行しました。オリンピック誘致関連予算は3月議会で否決されました。今回のプロモーション費用は3人の私費でまかなわれました。市長が今年1月に表明した「印旛沼の水辺開発 百年の計」に書かれているように、市では今後、印旛沼沿岸を水上スポーツの拠点として開発し、アスリートの強化の場、市民の憩いの場にしていく考えです。そのような開発が進めば、さまざまな水上スポーツの世界大会、アジア大会、全日本規模の大会を誘致できることとなります。（ウラ面に続く）

再議の理由について

第1 地方自治法第100条第3項の「正当な理由」について
議員が「正当な理由」(地方自治法第100条第3項)なく百条委員会に出頭しなかった、としている。

しかし、同議員は、弁護士を通じて出頭のための日程調整をしていたのであり、その日程調整を百条委員会が一方的に打ち切っている。

第2 本件百条委員会調査の違法性について

そもそも、本件百条委員会の調査そのものが違法である。「政務調査費」の「疑惑」については、すでに印西市議会議員が調査のうち、8月27日付の「印西市議会政務活動費調査のお願いについて(回答)」という書面において、問題がない、と結論づけている。

この議長判断を覆すに足る「疑惑」「問題」の存在を指摘しないまま、百条委員会が設置された。何が問題であり、何について調査するのかが最後まで明らかにならず調査が行われた。百条委員会設置のきっかけとなった「投書」が疑惑として指摘する「領収書の筆跡」は、議員の筆跡ではないことが筆跡鑑定によって証明されている。地方自治法第100条第1項は、事実の捏造にもとづく調査などを認めるものではないことは明らかである。

平成27年2月12日付、印西総第592号、593号から共通部分を抜粋。

印西市議会・第1回定例会
2議員告発は違法 市長が再議書

印西市議会が、2人の市議会議員を告発する、という議案に賛成多数で可決したことについて、板倉市長は、この議案の可決が違法であるとの判断で、地方自治法第176条4項に基づき、再議書を市議会議長に提出しました。2人の市議が、政務活動費についての調査委員会(百条委員会=軍司俊紀委員長)の出頭要求に応じなかった、などとして、印西市議会は、千葉地方検察庁に告発することを議決しました。

しかし、2人の市議は出頭要求に応じるべく、弁護士を通じて日程調整をしていた時、百条委員会が一方的に日程の調整を打ち切った、という事実があり、この告発には正当な理由がありません。

また、印西市議会が問題としている政務活動費についても、市議会議長の調査の結果、問題なし、という結果が出ており、百条委員会を設置する理由がありません。

そこで、今回の印西市議会による告発は違法である、と考え、市長は告発を再考するよう市議会に求める再議書を議長に提出しました。

しかし、印西市議会は、告発の議案を賛成多数で再議決しました。



スイス・ローザンヌにて国際ボート連盟事務局長(左)と会話

(オモテ面より続く)
その第一段階として、東京オリンピック・パラリンピックのボート、カヌー(スプリント)の競技場、事前トレーニングキャンプ地の誘致をします。つまり、印西市の水辺開発は、①東京オリンピック、パラリンピックの競技場誘致、②同大会に出場する世界各国のナショナルチームの事前トレーニング

決定手続きを確認
キャンプ地、大きな可能性

キャンプ地誘致、③アスリートの強化拠点の誘致、市民の憩いの場の開発、という「三段構え」になっています。

市長がスイスやドイツで会談したIOC、国際ボート連盟、国際カヌー連盟の幹部によれば、五輪の競技場の決定は、今、最終段階に差しかかっています。

東京五輪組織委員会が各競技の競技場候補地をIOC理事会に提案し、IOCがそれを承認する、という手続きが進んでいます。今年5月雨の日に理事会承認が行われ、来年、競技場候補地がIOCと国際競技団体に よる技術評価に合格すれば、競

技場が100パーセント、確定します。また、組織委員会が候補地を変更すれば、理事会承認がやり直しになります。このような手続きについては、IOC本部などで確認することができました(オモテ面のフロー図参照)。

事前トレーニングキャンプ地の誘致については、IOC、国際ボート連盟、国際カヌー連盟、国際射撃連盟、いずれも「ぜひ、印西市に手を挙げてほしい。日本の国内競技団体や組織委員会と密に連絡を取ってほしい」と、国際競技団体も協力を惜しまない、と口をそろえました。

ボート、カヌーの練習が可能な水面、射撃の練習が可能な射撃場は、日本では数が限られています。IOCと3つの国際競技団体の本部と意見交換を終えて、キャンプ地誘致については大きなチャンスがある、という感触を板倉市長は得て帰国しました。

議論続く三競技の競技場

現在、ボートやカヌー(スプリント)の競技場は、東京湾の「海の森」に決まっています。しかし、風や波、そして海水であることを理由に、選手たちや競技団体内からは、五輪競技場の変更を求める声が出続けているため、変更の可能性があり、と市では考えています。

競技場は陸上自衛隊朝霞訓練場と決まっていますが、仮設の競技場であり、組織委員会が掲げる大会後のスポーツ普及への利用に反していることから、変更を求める声が日本の競技団体から出ています。

○秘書課オリンピック・パラリンピック推進室(☎内線445、446)。